

新型コロナウイルス感染症流行下での 生活困窮者自立支援について

検討の視点と資料構成

【検討会で議論をお願いしたいポイント】

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響を把握・分析し、支援対象者像の変化や支援ニーズの変化などの新たな課題への対応を検討する。
- ② 平成30年改正の改正事項を中心に、法に基づく各取組の実施状況や課題等を把握・分析した上で、さらなる支援の強化に向けた対応を検討する。

資料構成

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響とその対応 ⇒【資料3】

1. 新型コロナウイルス感染症流行下での生活困窮者支援施策〈厚生労働省の対応〉 P. 2～11
2. 生活困窮者自立支援相談窓口での相談者像の変化〈利用者の変化〉 P. 12～29
 - ① 新規相談受付件数・プラン作成件数の動向
 - ② 属性・特徴・課題の変化
 - ③ 支援ニーズの顕在化
 - ④ 他制度・他機関等へのつながりの状況
3. 新型コロナウイルス感染症への対応から見えた課題〈自治体の対応〉 P. 30～34
 - ① 生活困窮者自立支援制度に対する評価
 - ② 各自治体における影響と課題、取組状況

(2) 平成30年改正後の施行状況 ⇒【資料4】

1. 法定事業の利用状況 P. 3～17
2. 支援の効果 P. 18～23
3. 平成30年改正を踏まえた動き P. 24～38

1. 新型コロナウイルス感染症流行下での 生活困窮者支援施策

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

緊急小口資金、総合支援資金（初回、再貸付）の申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長。

予算措置額合計：1兆6,752億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	<u>無利子</u>

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内＝45万円以内	同左 (再貸付あり) (注2、3)
据置期間	6月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	<u>無利子</u>

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

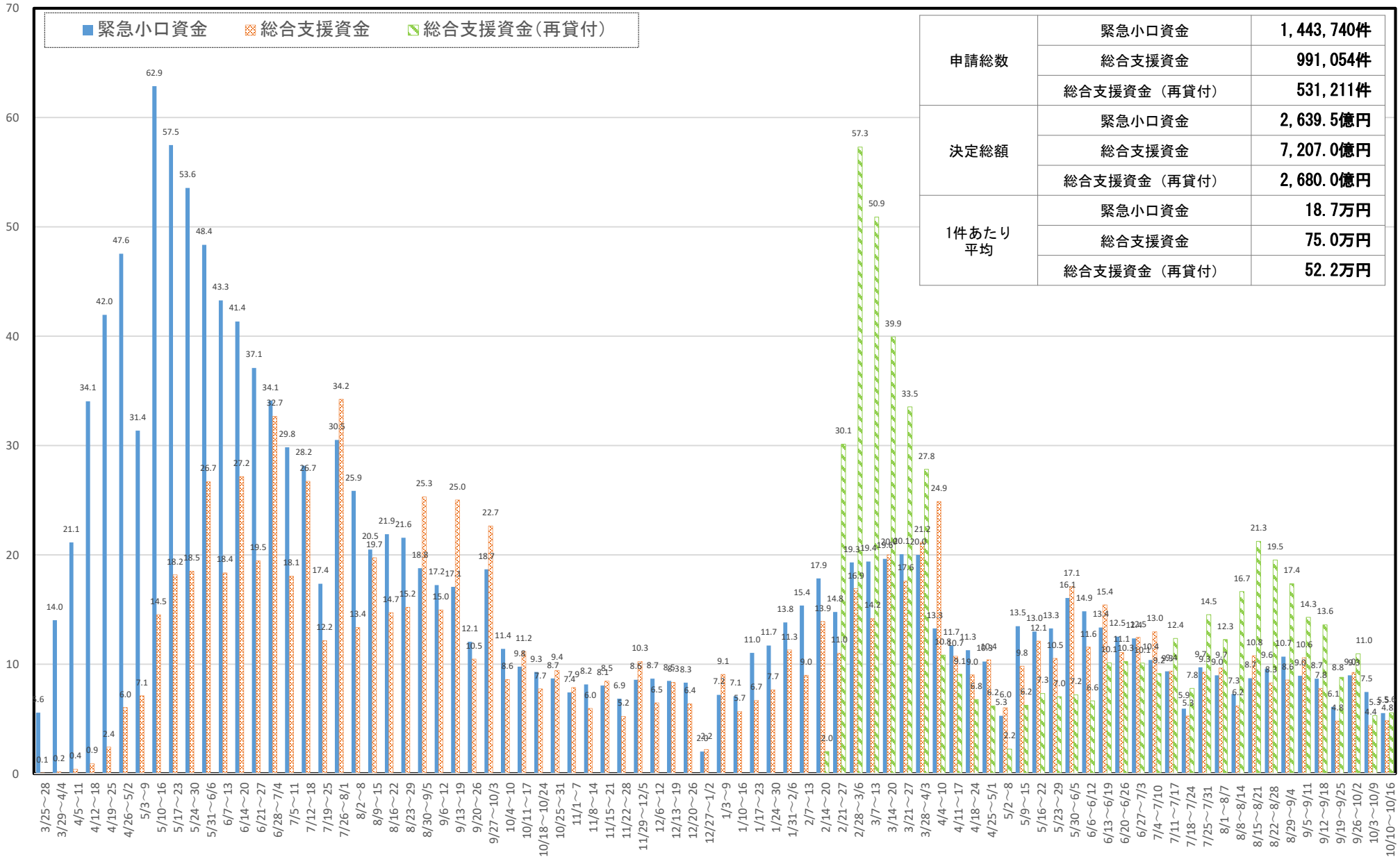
資金種類ごとに判定し、一括免除	確認対象	・ 緊急小口資金	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(初回貸付分)	： 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(延長貸付分)	： 令和5年度の住民税非課税
		・ 総合支援資金(再貸付分)	： 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和3年10月20日現在(速報値)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額:298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

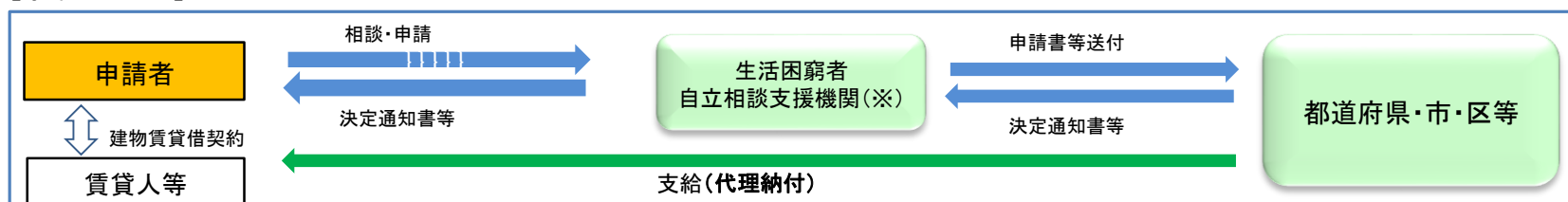
【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

令和2年度に新規に申請し、支給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

令和3年11月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

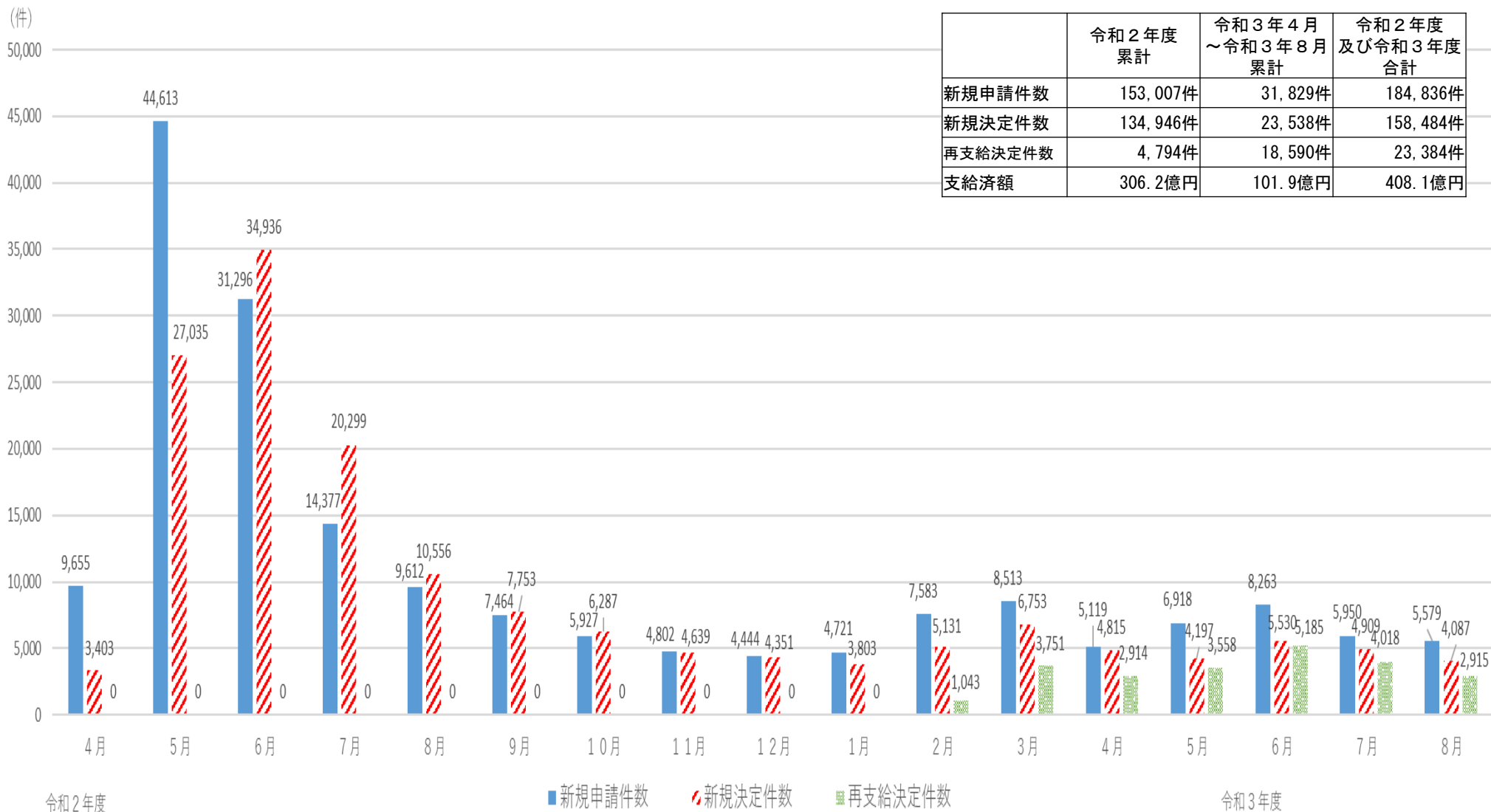
令和3年11月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

R2～R3住居確保給付金の申請・決定件数の推移



	令和2年度 累計	令和3年4月 ～令和3年8月 累計	令和2年度 及び令和3年度 合計
新規申請件数	153,007件	31,829件	184,836件
新規決定件数	134,946件	23,538件	158,484件
再支給決定件数	4,794件	18,590件	23,384件
支給済額	306.2億円	101.9億円	408.1億円

(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

- 対象：緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯^(注)で、以下の要件(住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象)を満たすもの

(注)再貸付まで借り終わった世帯(本年3月以前に総合支援資金(初回)を申請した世帯は最大200万円)や、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。

- ・ 収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額以下
(例：東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円)
- ・ 資産：預貯金が①の6倍以下(ただし100万円以下)
- ・ 求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

- 支給額(月額)：生活扶助受給額(1世帯あたり平均額)を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

- 支給期間：3か月(申請受付期限を令和3年8月末から令和3年11月末へ延長)
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者…申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付(3か月目)を受けている者…申請月の翌月から3か月支給
- 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(8月末時点①)

(令和3年9月24日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
北海道	2,390	1,909	968	481	460	140,820,000
青森県	96	82	33	28	21	5,120,000
岩手県	71	43	16	14	13	3,360,000
宮城県	624	367	167	88	112	27,320,000
秋田県	23	17	6	4	7	1,540,000
山形県	104	95	48	23	24	8,320,000
福島県	319	266	132	56	78	20,660,000
茨城県	793	657	343	143	171	52,380,000
栃木県	947	689	377	151	161	50,780,000
群馬県	624	435	219	105	111	35,320,000
埼玉県	3,904	2,183	1,181	441	561	152,780,000
千葉県	2,569	1,538	766	368	404	89,540,000
東京都	16,337	9,744	6,220	1,751	1,773	770,300,000
神奈川県	3,332	1,603	867	335	401	101,340,000
新潟県	128	88	46	21	21	7,200,000
富山県	224	200	114	41	45	16,920,000
石川県	463	441	257	97	87	50,120,000
福井県	159	134	70	32	32	12,680,000
山梨県	290	246	129	60	57	21,320,000
長野県	323	272	131	78	63	24,120,000
岐阜県	556	448	213	112	123	36,380,000
静岡県	241	187	83	46	58	11,780,000
愛知県	1,426	1,090	608	232	250	76,600,000
三重県	280	242	109	65	68	20,480,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て8月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数(8月末時点②)

(令和3年9月24日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。)

	申請件数	支給決定件数	世帯			支給済額(円)
			単身世帯	2人世帯	3人以上世帯	
滋賀県	1,185	786	413	169	204	64,400,000
京都府	3,719	2,926	1,624	658	644	249,180,000
大阪府	17,584	10,988	6,352	2,263	2,373	1,024,520,000
兵庫県	4,738	2,599	1,504	562	533	166,940,000
奈良県	471	343	176	70	97	21,100,000
和歌山県	533	413	226	106	81	35,560,000
鳥取県	215	202	111	45	46	17,660,000
島根県	34	31	14	7	10	2,400,000
岡山県	1,175	846	485	177	184	86,720,000
広島県	441	322	168	74	80	28,300,000
山口県	219	157	96	30	31	13,400,000
徳島県	114	100	53	18	29	7,580,000
香川県	100	80	46	16	18	6,000,000
愛媛県	1,122	789	460	167	162	96,300,000
高知県	700	498	288	110	100	39,920,000
福岡県	3,208	2,210	1,138	492	580	140,140,000
佐賀県	130	114	52	26	36	10,240,000
長崎県	253	199	98	46	55	17,120,000
熊本県	592	456	223	116	117	42,640,000
大分県	789	638	352	145	141	56,240,000
宮崎県	432	350	188	66	96	26,040,000
鹿児島県	509	382	227	68	87	28,980,000
沖縄県	2,493	1,674	814	347	513	118,440,000
計	76,979	50,079	28,211	10,550	11,318	4,037,000,000

(注) 支給決定や支給にあたり、月をまたぐ決定、支給があるため、「支給決定件数」及び「支給済額」が全て8月末までの申請分を反映したものではないことに留意が必要。

生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

【要旨】

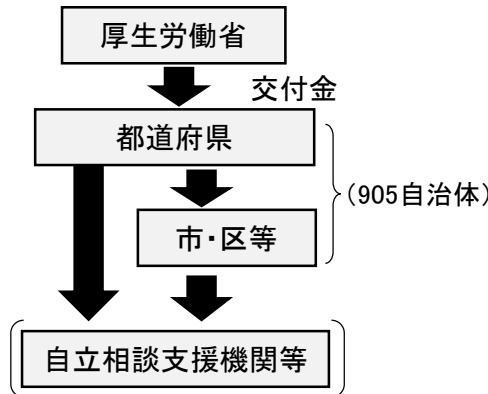
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（140億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネーター機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

2. 生活困窮者自立支援機関の相談窓口での 相談者像の変化

【データに関する留意事項】

※ 生活困窮者自立支援統計システム

- 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。
- ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
- ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。

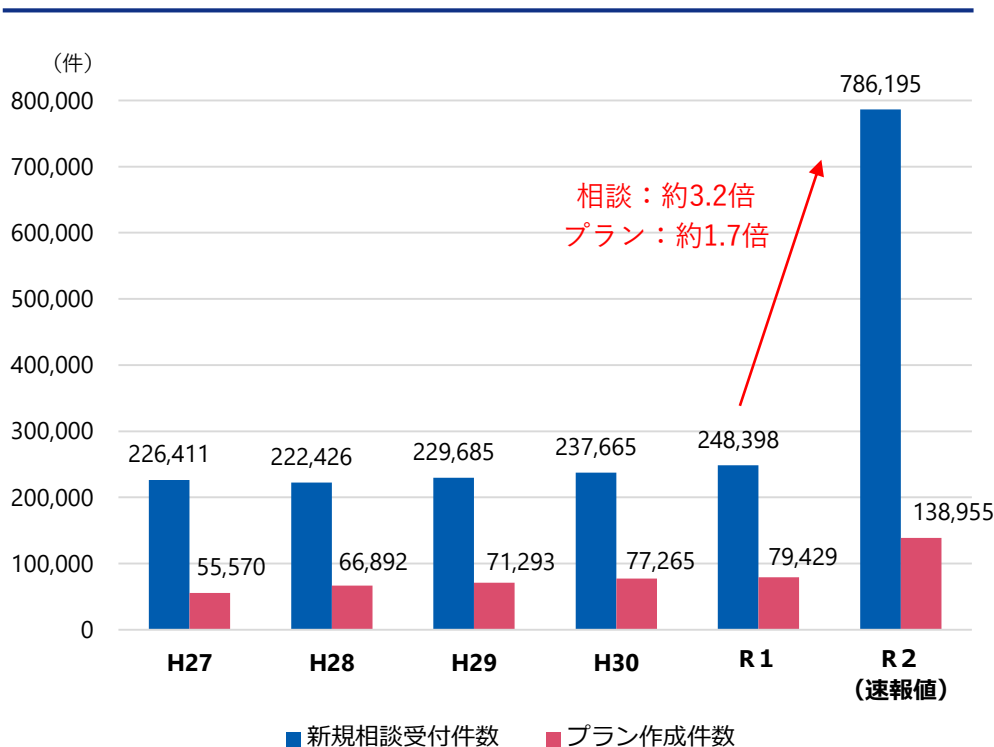
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査

- ・ 速報値として478件（都道府県26、政令指定都市10、特別区9、中核市38、一般市377、町村18）の回答を集計。

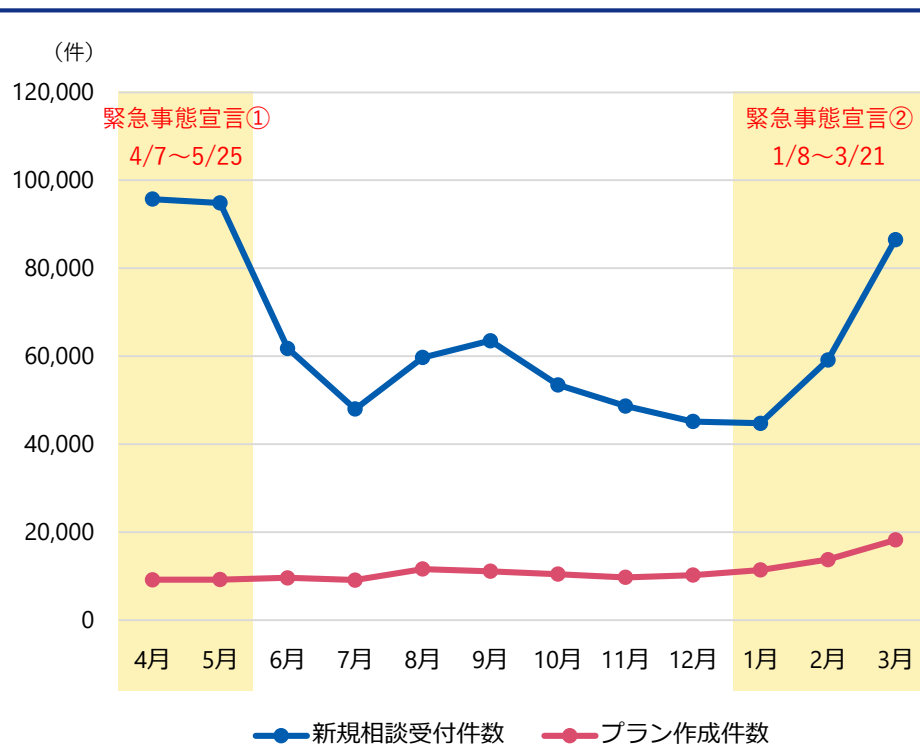
新型コロナウイルス感染症による新規相談受付件数等の変化

- 令和2年度の新規相談受付件数は、令和元年度の約3.2倍、プラン作成件数は約1.7倍となっている。
- 月単位では、1回目の緊急事態宣言が発令されていた4～5月の相談件数が最も多く、2回目の緊急事態宣言が発令された1～3月についても、2月以降の相談件数が急増している。

経年推移



令和2年度内の推移（速報値）

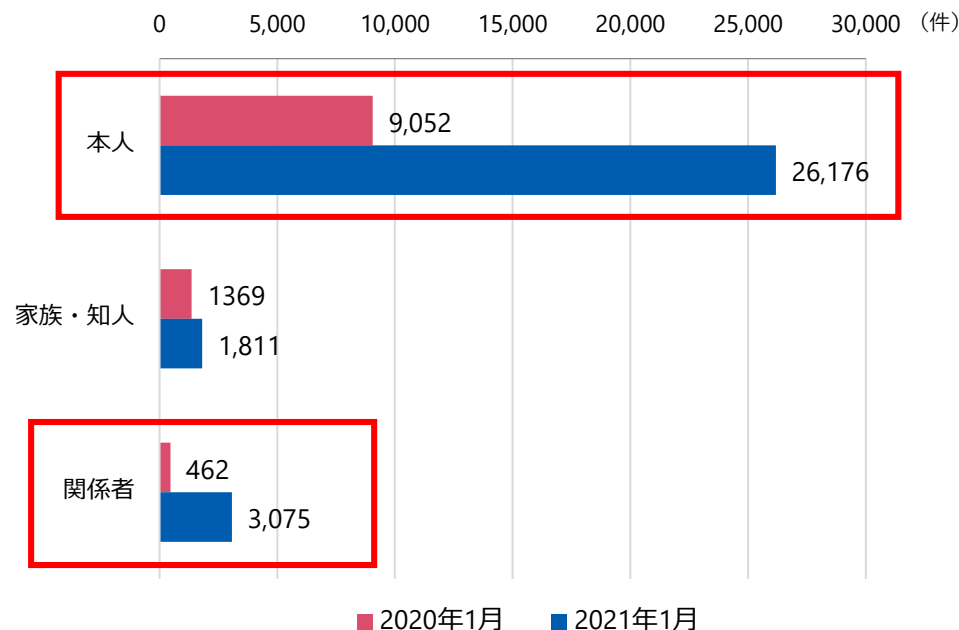


新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談経路）

- 感染拡大前後を比較すると、相談経路としては、本人と関係者からの相談の割合が大きく増加している。
- 相談のきっかけとしては、「国、自治体、自立相談支援機関等の周知」の割合が特に増加しており、コロナ禍における各種支援策の周知も新規相談者の増加につながったものと考えられる。

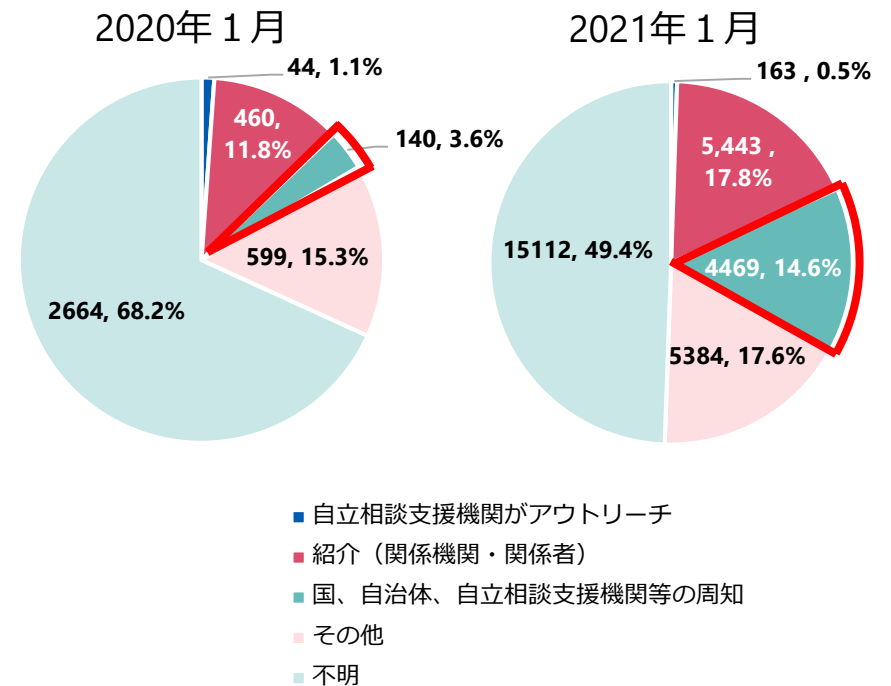
新規相談者の相談経路

相談経路



※ 各月ともに不明な回答を除く。

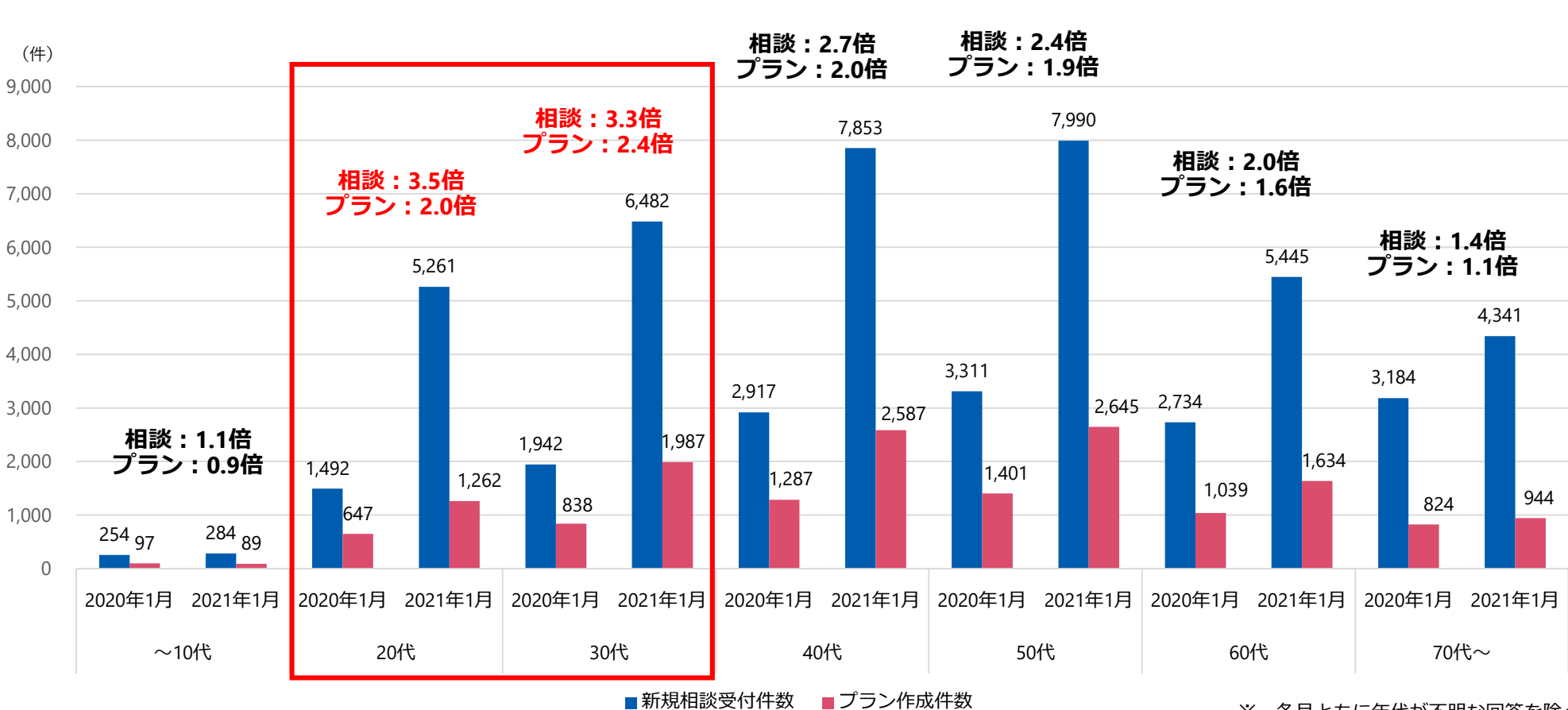
相談のきっかけ



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（年代）

- コロナ前後を比較すると、20代の新規相談者が3.5倍、30代の相談が3.3倍となり、他の年代に比べて増加幅が大きくなっている。

新規相談受付件数とプラン作成件数の動向（年代）

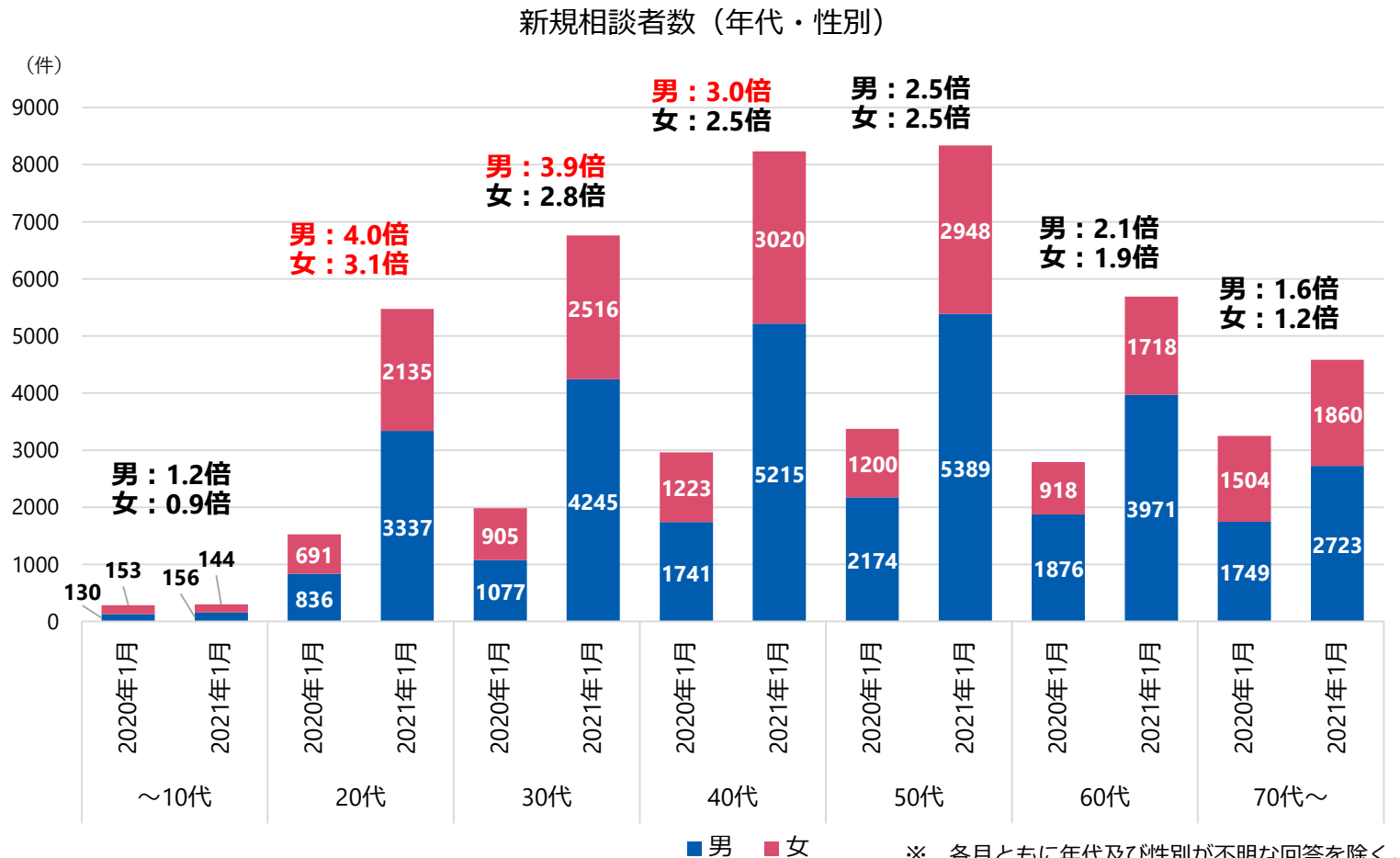
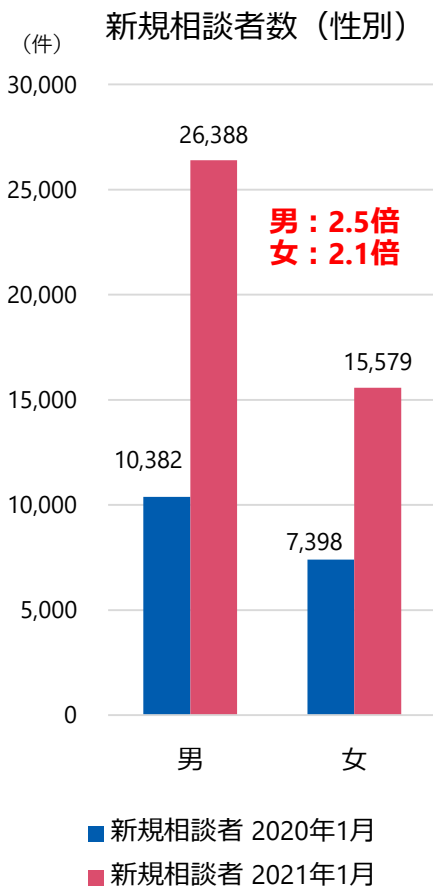


※ 各月ともに年代が不明な回答を除く。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（性別・年代）

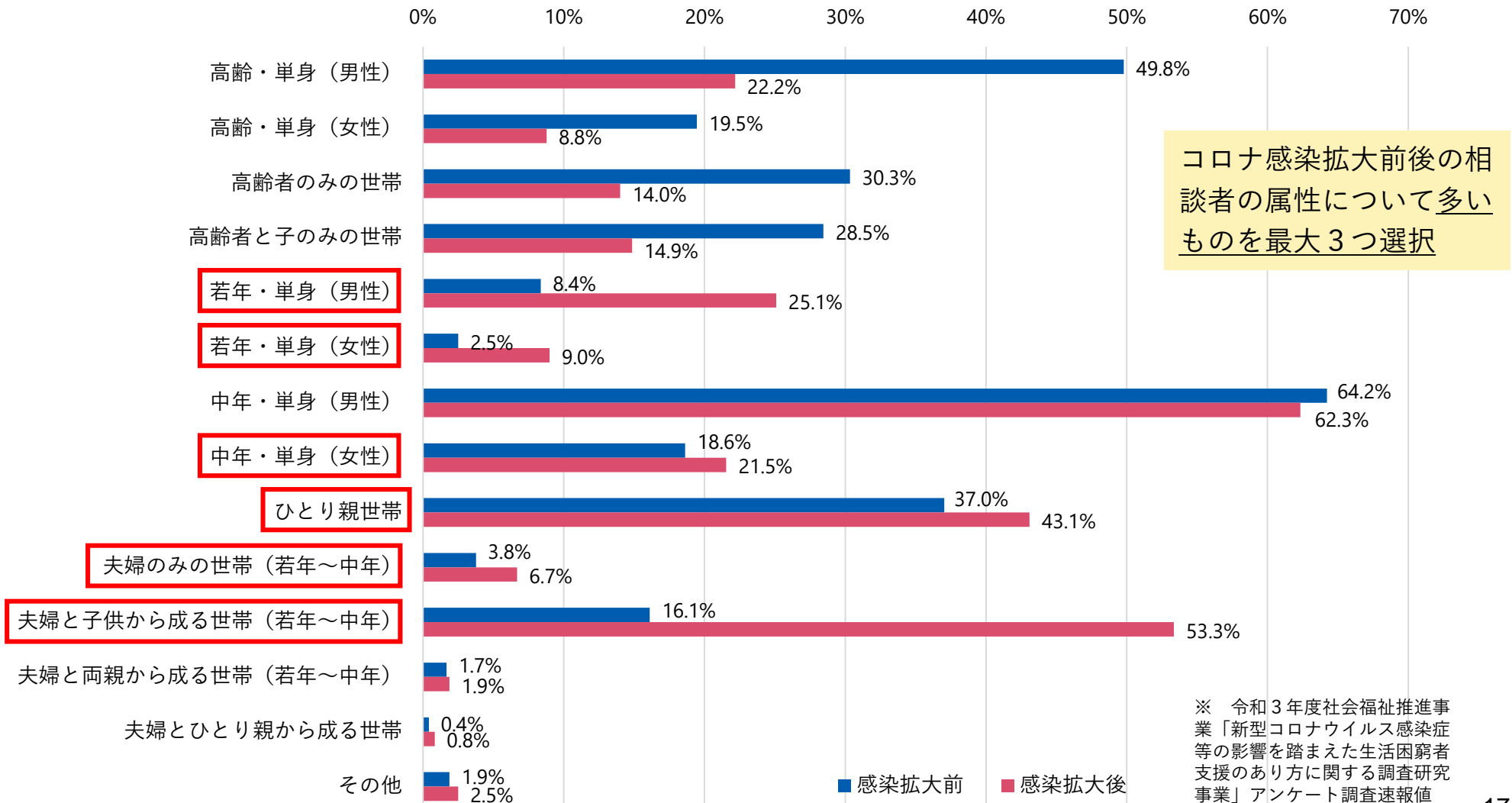
- 新規相談者の性別については、新型コロナの影響下においては、男性の割合がわずかに増加している。
- 新規相談者数としては、20・30代男性の増加幅が最も大きく、次いで20代女性、40代男性が増加している。

性別・年代



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（世帯類型）

- 若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯について、感染拡大後に「多い」と回答した自治体のほうが多かった。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

【参考】新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（事例）

- 新型コロナ感染拡大前後を比較して、「多い」という回答が5ポイント以上増加した属性の事例について、自治体の自由記述（支援において苦慮しているポイント）を抜粋。

【若年・単身（男性）】

- ・ 飲食店勤務の為、緊急事態宣言が発令されると減収となる状況が続いていた。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により収入が減少して、特例貸付を利用するが貸付の条件として自立相談支援事業の支援同意が必要であるため、同意はするが自立相談支援事業の支援を必要としていない。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」で、デパート等での販売や通訳等の仕事しかできず、新型コロナウイルス感染症の影響により、同業種の雇用が難しい。

【若年・単身（女性）】

- ・ スナック勤務からコロナの影響で代行業に転身したが、再度コロナの影響で収入減となる。その間離婚したため単身となった。コロナの影響を受けやすい職種ばかりを選ぶため学歴不問の昼の仕事を勧めるが代行業を優先してしまう。
- ・ 夜の接客業以外の就業経験が乏しく、一般的な求人では求められる、事務、パソコンスキルの習得が必要。

【ひとり親】

- ・ コロナ禍の影響で離職し、就労を目的とした支援を開始したが、低学歴や人間関係の不安を持つことが分かり、再就職が叶わずに就活が長引くにつれメンタル的な不調を抱えるようになり、安定した就活が不能となっている。
- ・ ひとり親家庭では、子どもの養育の為、もともと就労時間に限りがあった中で生活を維持していたが、コロナ禍での減収、学校での休校や部活動の禁止などで更に就労収入を得る機会の減少と、子育ての負担が増している。

【夫婦と子供からなる世帯（若年～中年）】

- ・ 転職や自営を辞める気持ちの整理がつかず、就労支援の介入が難しい。
- ・ コロナ収束が見えず、世帯収入の回復の見込みがたたないことへの不安を訴える方が多い。持家でローン残がある世帯では、利用できる制度が貸付くらいで手立てがないので苦慮している。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

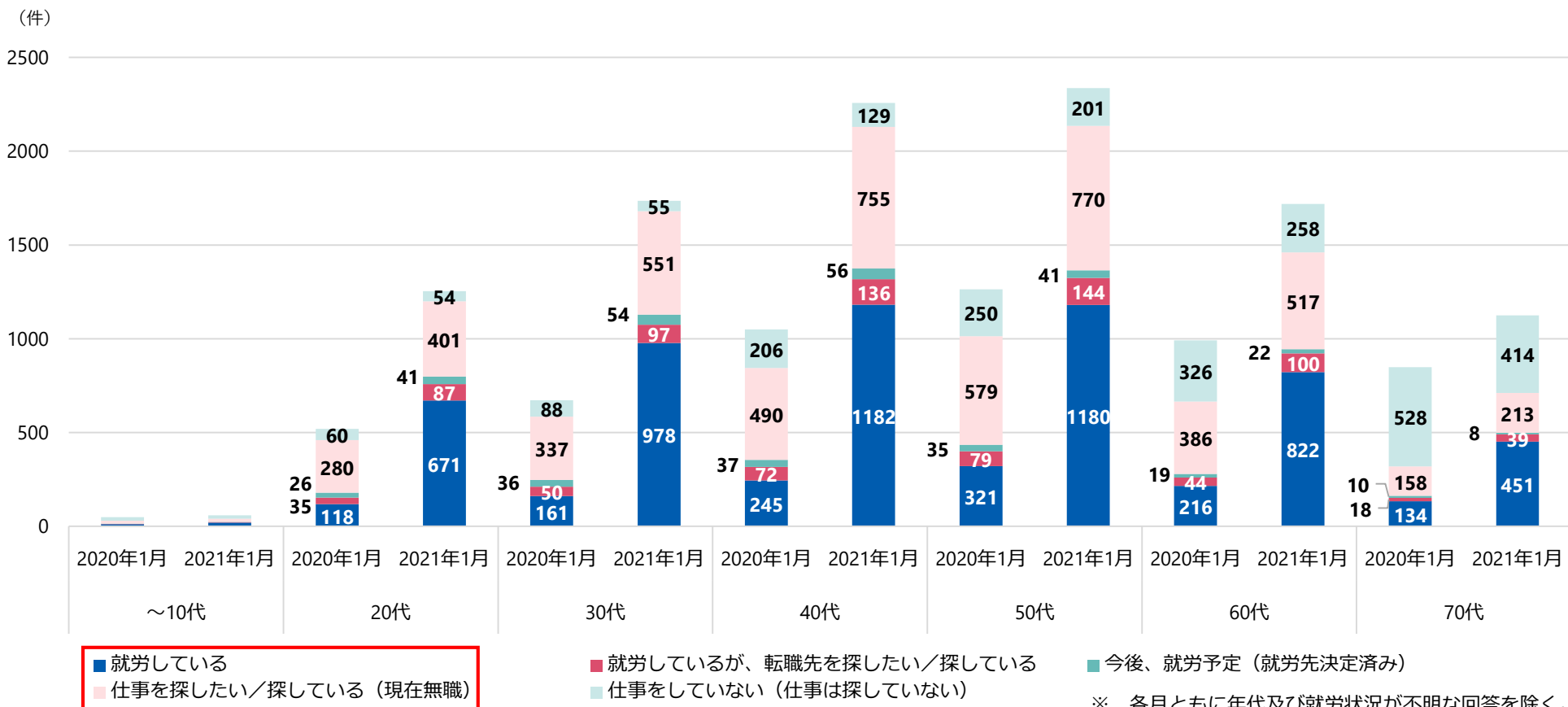
※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（就労状況・男性）

- コロナ前後を比較すると、20代以上の全ての年代において「就労している」者からの相談が大きく増加している。また、「仕事を探したい／探している（現在無職）」者も増加している。
- 一方、「仕事をしていない（探していない）」者については、わずかに減少している。

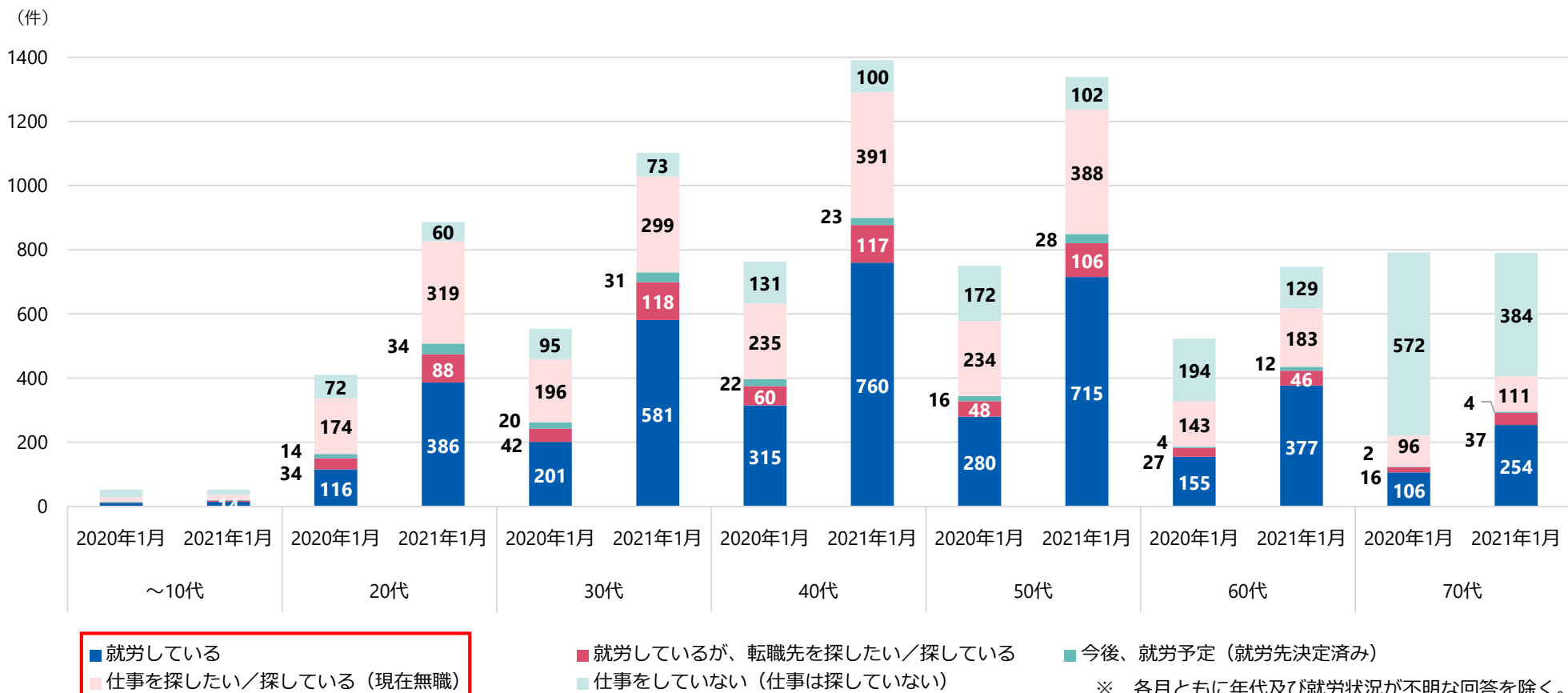
男性



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（就労状況・女性）

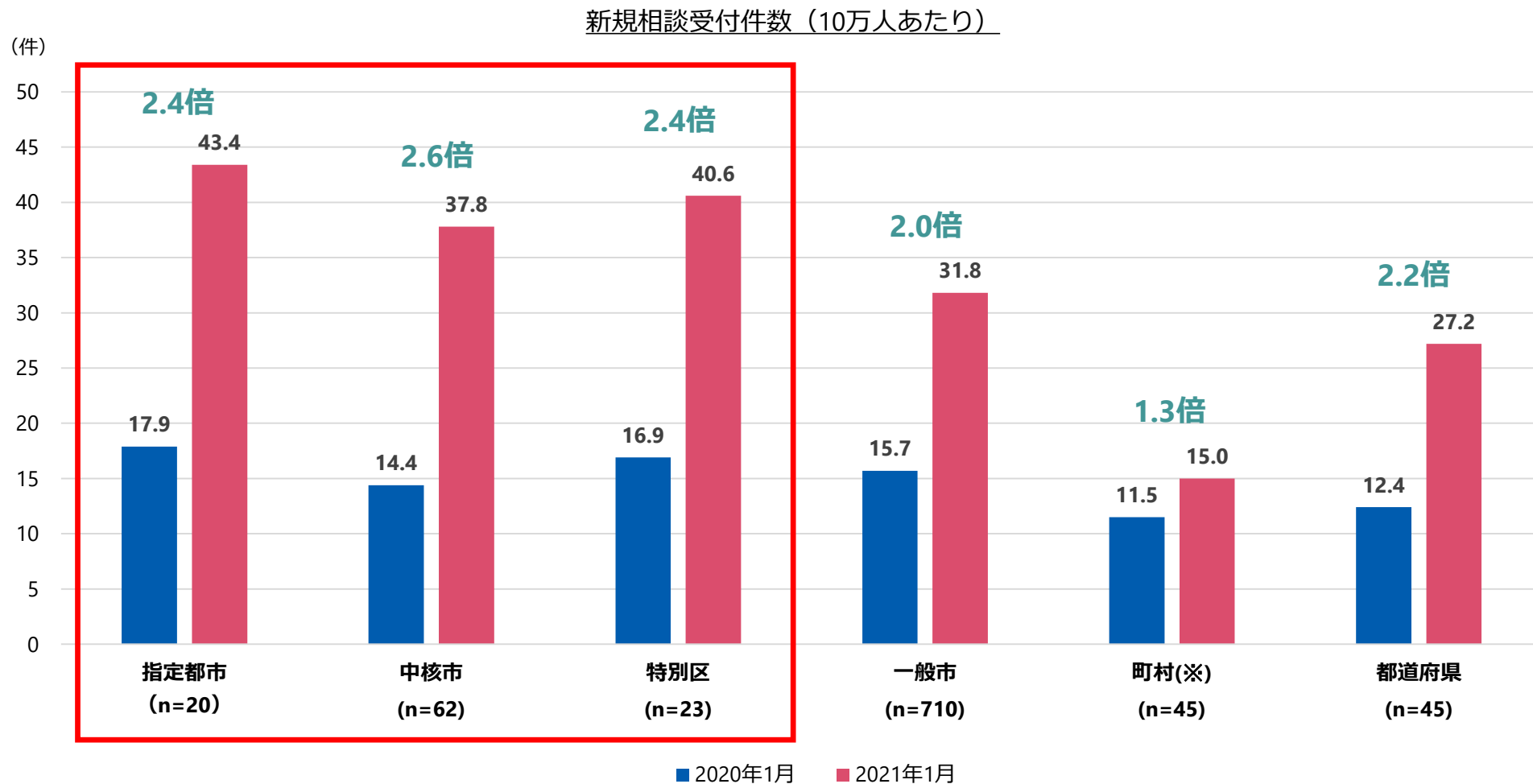
- 女性も男性と同様に、コロナ前と比較すると、20代以上の全ての年代において「就労している」者からの相談が大きく増加している。また、「仕事を探したい／探している（現在無職）」者も増加している。
- 一方、「仕事をしていない（探していない）」者については、わずかに減少している。

女性



新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（自治体区分別）

- 新規相談受付件数については、都道府県・一般市・町村に比べ、指定都市・中核市・特別区において増加幅が大きく、コロナによる影響が大きく出ている。

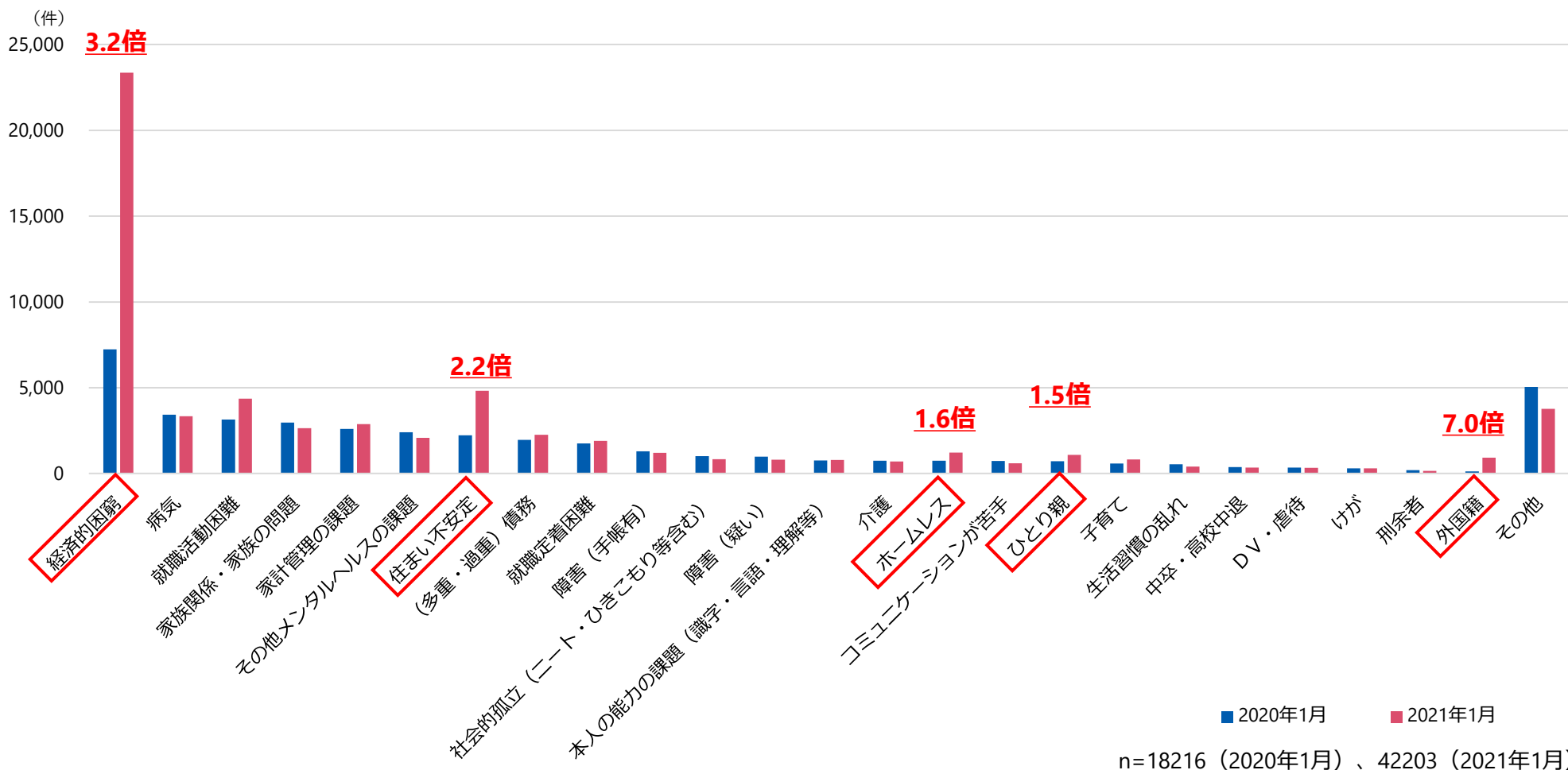


(※) 福祉事務所設置町村
(生活困窮者自立支援統計システムより抽出)

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（課題・特性）

- 「経済的困窮」（3.2倍）、「住まい不安定」（2.2倍）、「ホームレス」（1.6倍）、「ひとり親」（1.5倍）、「外国籍」（7.0倍）が大きく増加している。

課題・特性

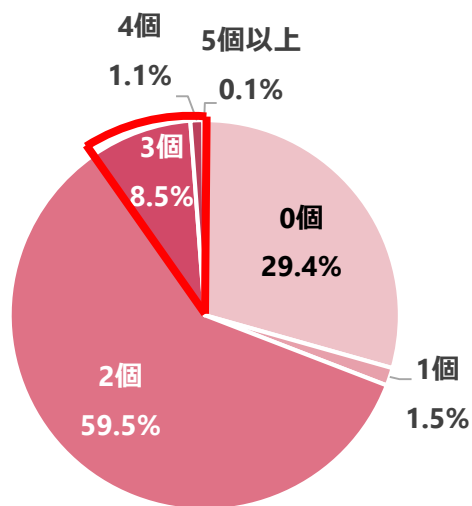


新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（抱える課題の数）

- コロナ後では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加している。

抱える課題の数

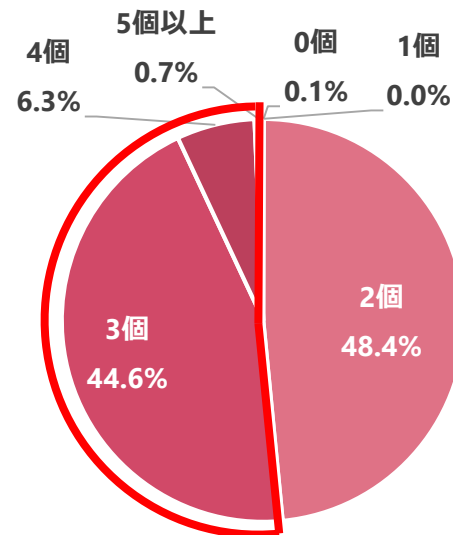
コロナ前（2020年1月）



n=18216

3個以上の割合：9.7%

コロナ流行下（2021年1月）



n=29674

3個以上の割合：51.6%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・男性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「社会的孤立」、20代以上において「住まい不安定」や「ホームレス」といった住まいに関する課題が多く見られるようになった。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（男性・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

	～10代 (n=171)	20代 (n=1107)	30代 (n=1452)	40代 (n=2460)	50代 (n=3032)	60代 (n=2367)	70代～ (n=1616)
1位	就職活動困難 37.4%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 53.2%	経済的困窮 53.3%	経済的困窮 55.3%	経済的困窮 47.1%	経済的困窮 41.9%
2位	経済的困窮 31.6%	就職活動困難 38.8%	就職活動困難 38.4%	就職活動困難 37.3%	就職活動困難 37.3%	病気 29.0%	家計管理 29.0%
3位	家族関係 28.1%	家族関係 28.8%	メンタルヘルス 31.5%	就職定着困難 25.5%	病気 29.1%	就職活動困難 25.8%	病気 28.2%
4位	コミュニケーションが苦手 22.8%	メンタルヘルス・就職定着困難 28.4%	就職定着困難 26.7%	病気 24.6%	家計管理 23.8%	家計管理 25.2%	就職活動困難 17.9%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=141)	20代 (n=2137)	30代 (n=3213)	40代 (n=4508)	50代 (n=5050)	60代 (n=3296)	70代～ (n=1880)
1位	経済的困窮 39.0%	経済的困窮 71.0%	経済的困窮 76.4%	経済的困窮 74.8%	経済的困窮 73.5%	経済的困窮 71.2%	経済的困窮 59.1%
2位	社会的孤立 32.6%	住まい不安定 24.7%	住まい不安定 24.5%	住まい不安定 24.3%	就職活動困難 25.8%	就職活動困難 24.2%	ホームレス 26.2%
3位	就職活動困難 29.1%	就職活動困難 23.0%	就職活動困難 21.2%	就職活動困難 23.0%	住まい不安定 22.3%	住まい不安定 21.8%	就職活動困難 19.9%
4位	コミュニケーションが苦手 27.7%	就職定着困難 14.4%	就職定着困難 13.4%	家計管理 13.7%	病気 16.1%	病気 18.5%	病気 18.2%

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（プラン作成者の課題・女性）

- 新型コロナ流行下では、10代において「コミュニケーションが苦手」、20代以上において「住まい不安定」という課題が多く見られるようになった。30,40代においては「ひとり親」という特性も増加している。

（生活困窮者自立支援統計システムより抽出）

課題の特性（女性・年代別）

※ 「その他」を除く。

※ 赤枠：コロナ前と比較して順位が3つ以上上がったもの。

コロナ前（2019年11月～2020年1月）

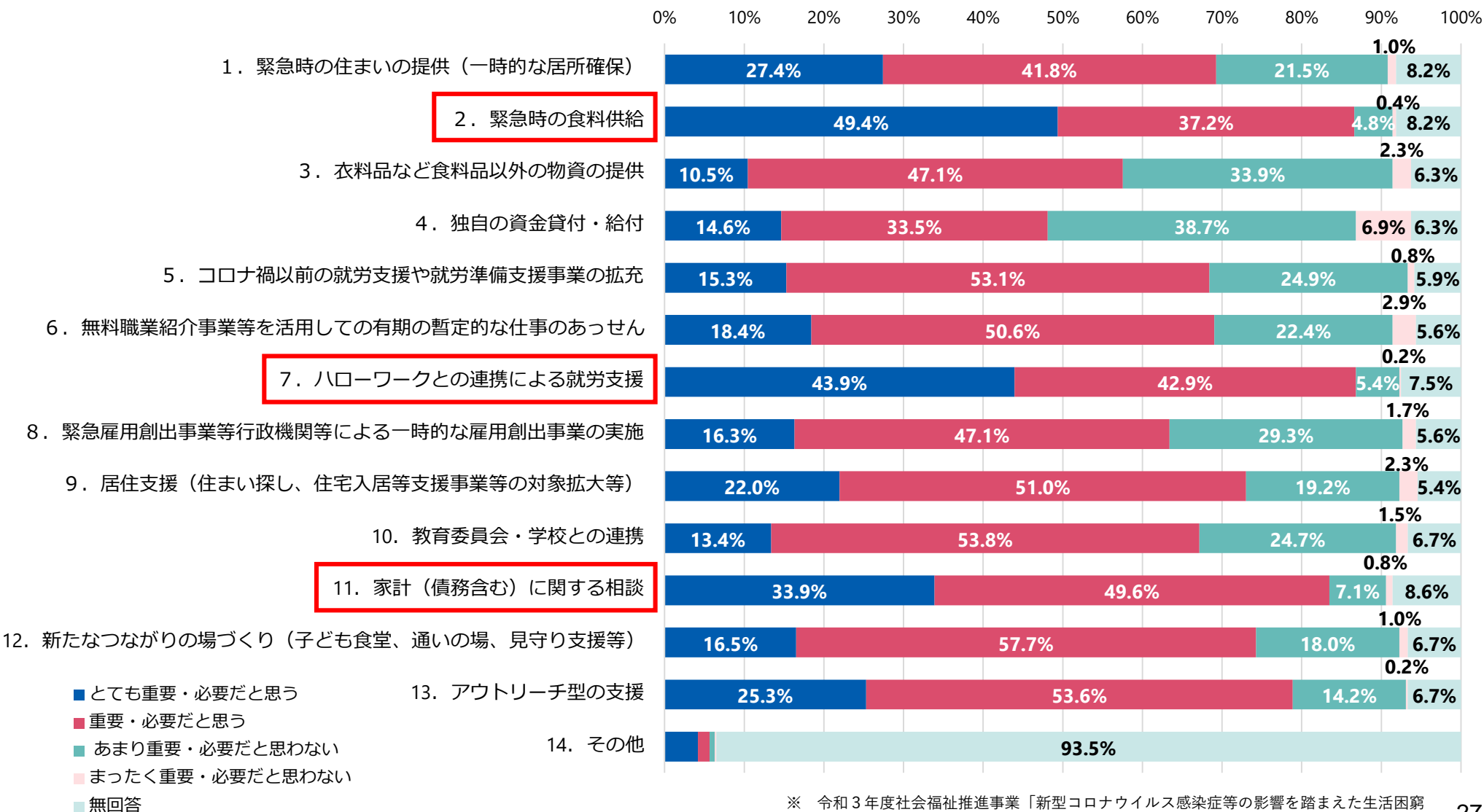
	～10代 (n=150)	20代 (n=847)	30代 (n=1170)	40代 (n=1549)	50代 (n=1291)	60代 (n=825)	70代～ (n=885)
1位	家族関係 41.3%	経済的困窮 56.9%	経済的困窮 53.1%	経済的困窮 52.6%	経済的困窮 61.3%	経済的困窮 63.9%	経済的困窮 54.4%
2位	就職活動困難 35.3%	就職活動困難 38.0%	家族関係 36.1%	メンタルヘルス 34.7%	家計管理 35.6%	家計管理 33.2%	家計管理 38.5%
3位	経済的困窮 29.3%	メンタルヘルス 36.1%	メンタルヘルス 32.6%	家族関係 33.9%	家族関係 33.8%	家族関係 32.4%	家族関係 32.5%
4位	メンタルヘルス 28.0%	家族関係 34.0%	家計管理 30.1%	家計管理 30.9%	就職活動困難 33.0%	就職活動困難 32.2%	病気 32.0%

コロナ流行下（2020年11月～2021年1月）

	～10代 (n=124)	20代 (n=1426)	30代 (n=2204)	40代 (n=2818)	50代 (n=2416)	60代 (n=1364)	70代～ (n=953)
1位	経済的困窮 36.3%	経済的困窮 68.8%	経済的困窮 73.0%	経済的困窮 74.7%	経済的困窮 78.3%	経済的困窮 78.4%	経済的困窮 74.3%
2位	コミュニケーションが苦手 33.1%	住まい不安定 30.2%	住まい不安定 28.0%	住まい不安定 25.3%	住まい不安定 24.6%	就職活動困難 25.5%	就職活動困難 23.8%
3位	メンタルヘルス 29.0%	就職活動困難 27.2%	就職活動困難 23.2%	就職活動困難 23.6%	就職活動困難 24.6%	住まい不安定 24.5%	家計管理 22.6%
4位	家族関係 27.4%	家族関係 16.6%	ひとり親 19.2%	ひとり親 18.4%	家計管理 18.4%	病気 19.4%	病気 22.1%

顕在化した支援ニーズ

○ 「緊急時の食料供給」「ハローワークとの連携による就労支援」「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。



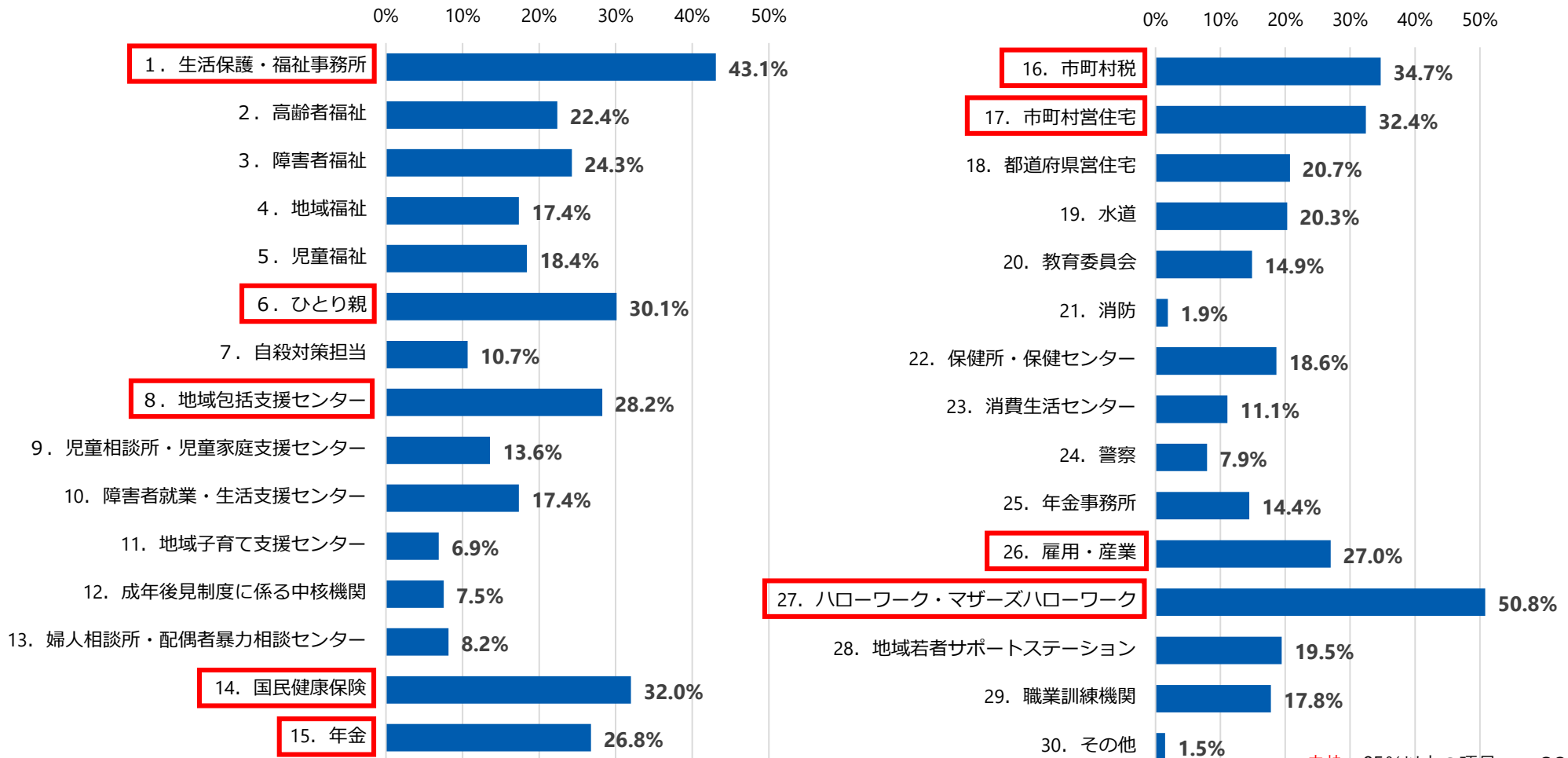
※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にもひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

行政機関



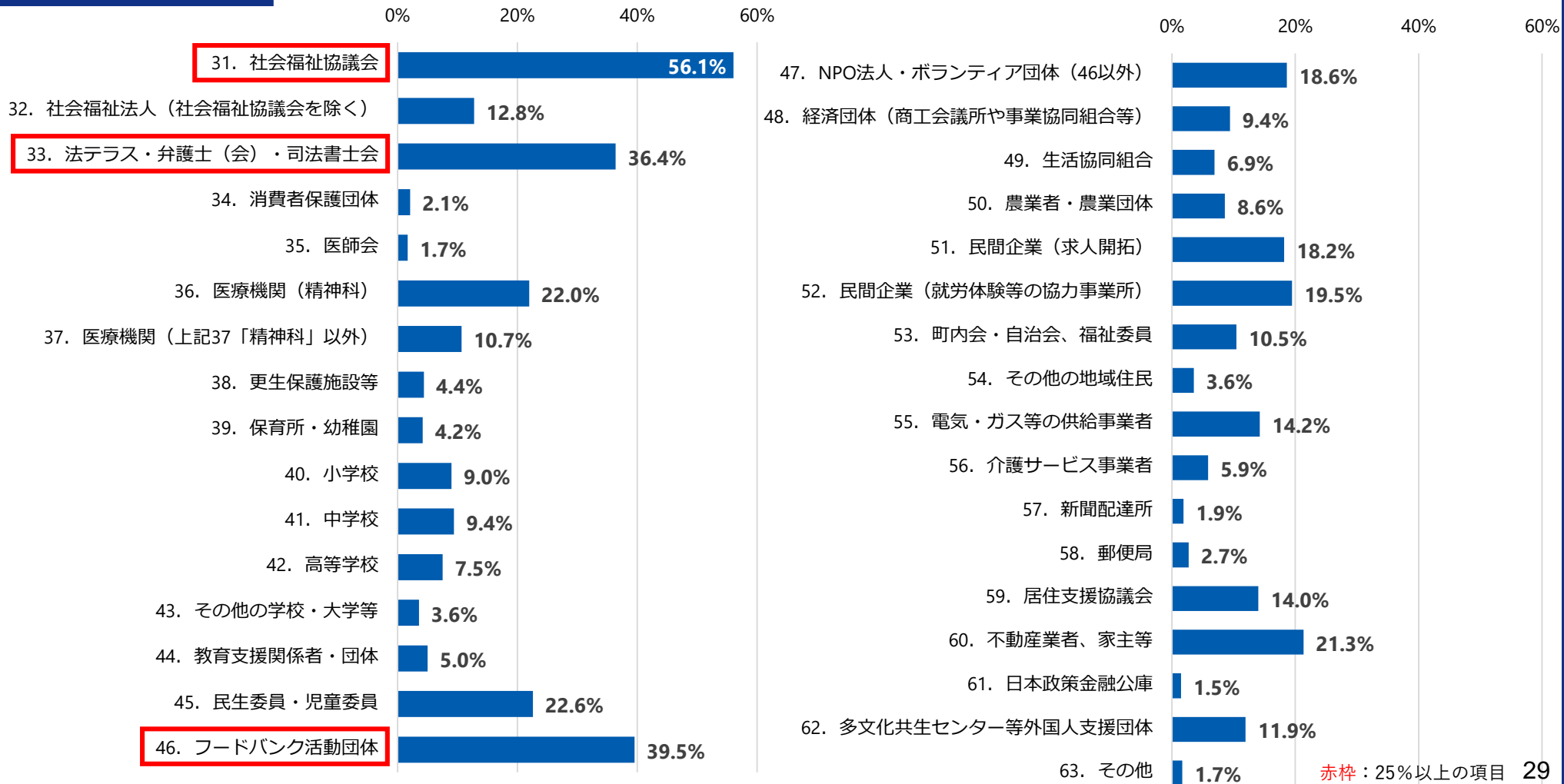
赤枠：25%以上の項目

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について②

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が3割以上見られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

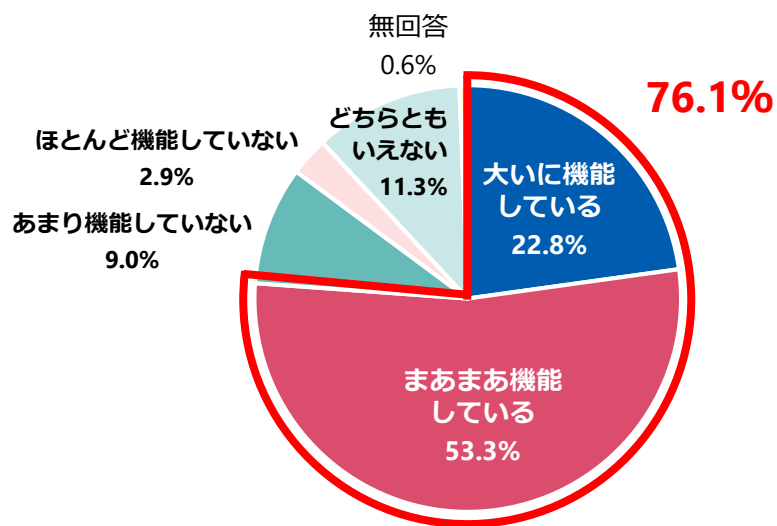
行政機関以外



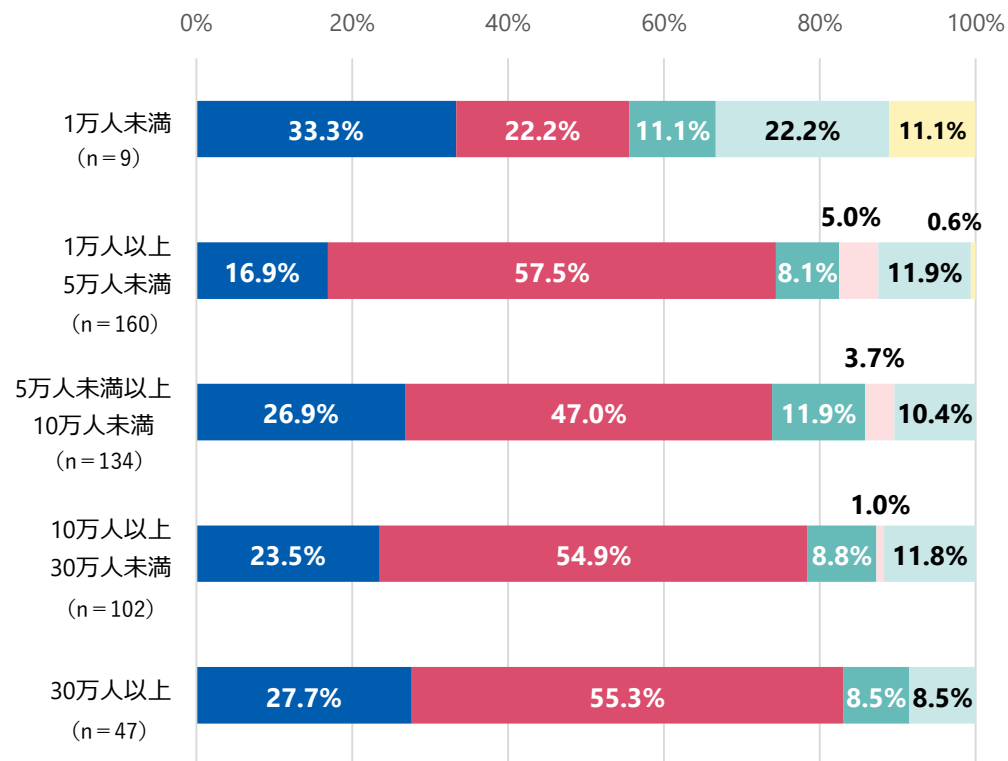
3. 新型コロナウイルス感染症への 対応から見えた課題

生活困窮者自立支援制度に対する評価

- 新型コロナにより相談支援等に大きな影響が生じている中、生活困窮者自立支援制度については、約76%の自治体が「機能している」と回答した。
- 人口規模別では、30万人以上の自治体において8割以上が「機能している」と回答した一方、1万人未満では「機能している」の割合が他の人口規模に比べて低くなっている。



人口規模別の割合

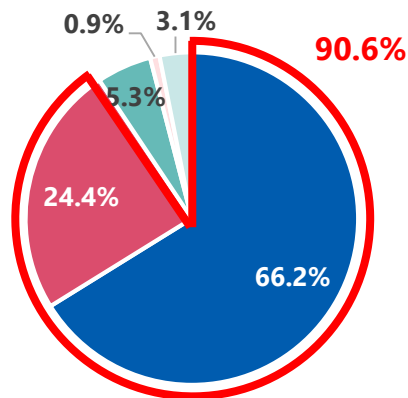


※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

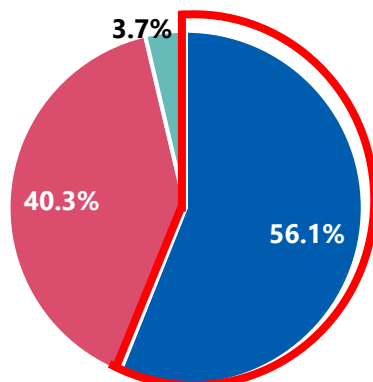
新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、現場の状況は一変。自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、連日、急増する相談・申請等に対応し、令和2年度の調査では、9割以上の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じていた。また、6割弱の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。
- また、自治体の声として、本来の相談業務に集中できない、就労支援や家計改善支援などの継続的な支援を拒否する人が多いといった声が聞かれた。

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につながっていないケース



■ 強く感じる ■ 少し感じる
■ あまり感じない ■ 全く感じない
■ 無回答

■ ある ■ ない ■ 無回答

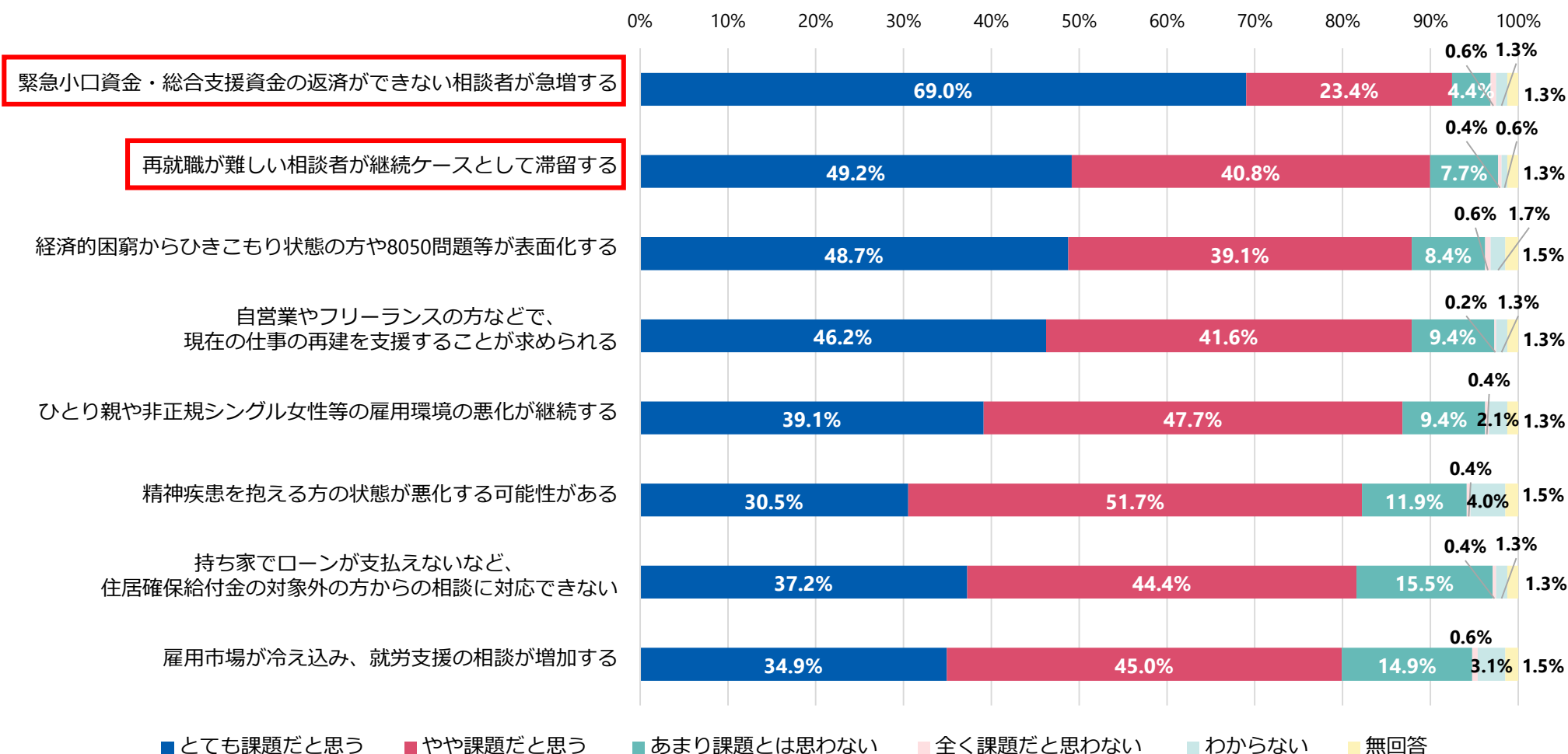
【自治体の声(※)】

- 新たな相談者層の増加により、相談員が貸し付け等の事務手続きに追われてしまい、本来の相談業務等に集中できない実態がある。
- 自立相談支援機関の就労支援や家計改善支援などの継続的な支援は拒否し、特例貸付のみ受けることを希望する人が多い。
- 従来は、自立相談支援機関の相談支援員が転居の相談、不動産業者へのつなぎも行っていたが、コロナ禍において相談件数が増えていること、財政面で相談員の増員が図れないこと、住居確保給付金の申請は市で受けていることなどから、自立相談支援機関と自治体との関わりが薄くなっており、自立相談支援機関における対応ができていない。

(※) 自治体や支援現場の実践者等との意見交換を通じて、厚生労働省がお聞きしている主なご意見

新型コロナウイルス感染症による相談支援の課題について

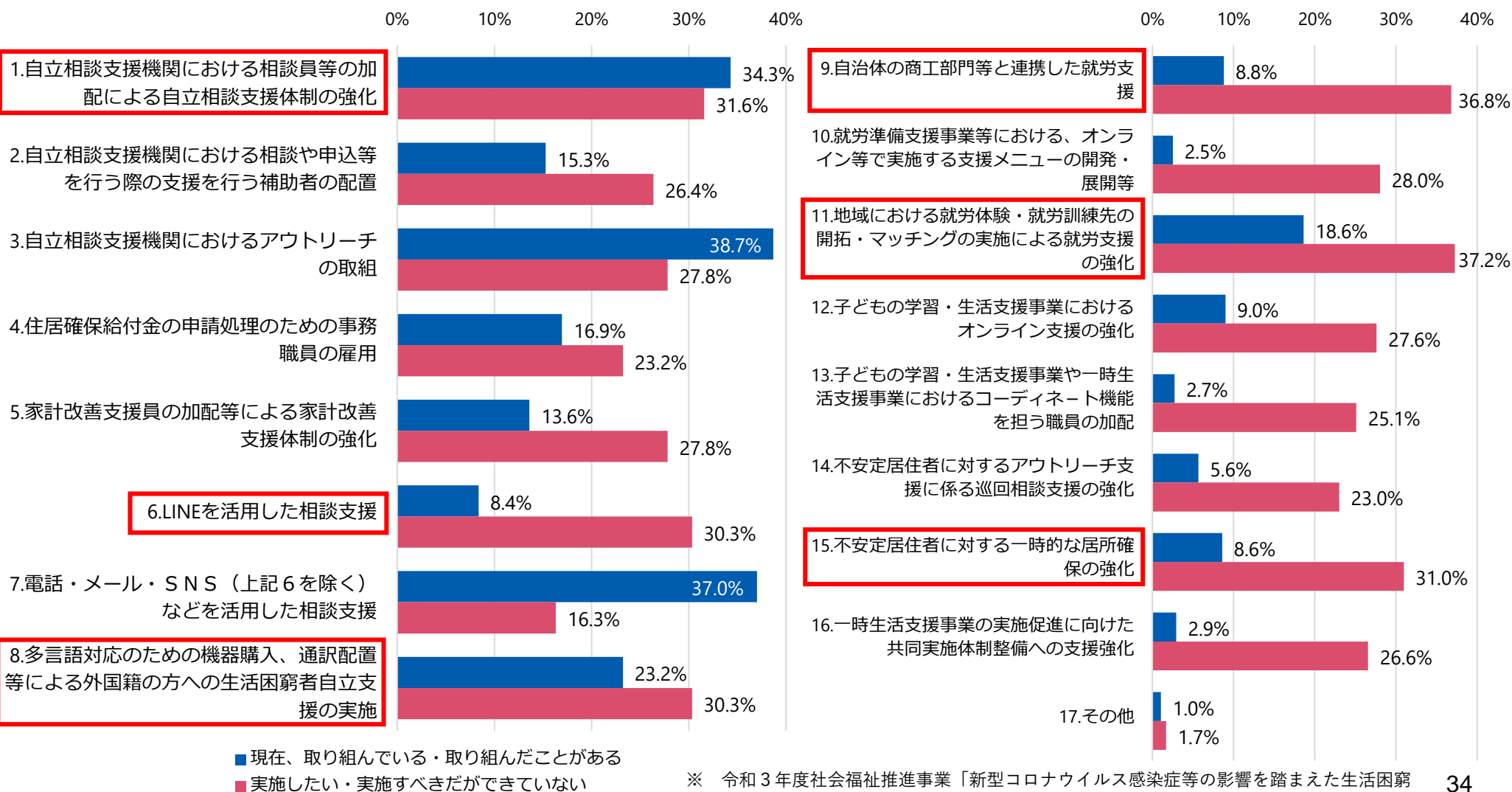
- 「緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する」、「再就職が難しい相談者が継続ケースとして滞留する」については、9割以上の自治体が課題と感じている。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）
 「とても課題だと思う」と「やや課題だと思う」の合計が多い順に8項目を抜粋

機能強化の取組状況

○ 「実施したい・実施すべきだができていない」ものとして、多いものから「就労体験等による就労支援の強化」「商工部門等と連携した就労支援」「自立相談支援体制の強化」の順に割合が高い。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）